

## 東海大学天文宇宙 OB 会 会計に関する内規

### 前文

東海大学天文宇宙 OB 会は同会規約に定められた目的をもって運営されるが、その活動に伴い発生する会計事案を的確に処理する目的で本内規を定める。

### 第 1 章 [総則]

第 1 条 本会の会計は本会規約に定められた規定に基づき処理される。

第 2 条 本会の会計は本会規約の規定により選出された会計係がこれを行う。

第 3 条 本会の会計年度は、11 月より翌年の 10 月迄とし、総会開催年の翌年の西暦をもって呼称会計年度とする。

### 第 2 章 [会費]

第 4 条 本会は本会会員が収める会費を主な収入として会が運営される。

第 5 条 本会会費は総会の決定により定められる。

第 6 条 会員は原則として定められた会費を自主納入するものとする。

### 第 3 章 [会計処理]

第 7 条 会計報告は世話役会が総会に於いてこれを報告し承認を得るものとする。

第 8 条 徴収された会費は原則として本会規約に定める目的の為に使用されるものとする。

### 第 4 章 [使途金額と決裁権]

第 9 条 使途金額と決裁権を次のように定める。

決裁権者	決済限度額	備 考
総会	¥ 100, 000ー以上	予算として総会の事前承認を得る
世話役会	¥ 100, 000ー以下	会計報告としての総会承認を得る
会長	¥ 30, 000ー以下	世話役会報告の上、承認を得る

## 第5章 [活動補助金]

第10条 本会の目的達成のために行う活動及び行事に対し補助金を支給することができる。その金額及び詳細は別途定める付則による。対象となる活動及び行事は次の通りである。

総会、セタコンパ等のOB会としての催し、現役の観測活動へのOB参加、世話役会の開催、その他のOB会活動

## 第6章 [会計業務]

第11条 会計係は会長の指示を受け、本会名義の預金口座及び振込口座を管理する。また、それに必要な金融機関等に関わる手続きを行う。

第12条 会計は会計年度ごとの金銭出納に関わる帳簿を記帳、管理する。

第13条 会計は会費及び寄付金等の収入を記録、管理する。

第14条 会計は経費、補助金等の支出の適正を確認した上で記録し管理する。

第15条 費用等の経費支払いについては原則として領収書を必要とするが、公共交通機関、送料、振込手数料等の既知の金額費用については、支出事実の確認を経て費用立て替え者の領収書をもって支払うことができる。

第16条 補助金等については、行事参加代表者がその内容と金額の根拠の記載された報告書の提出をもって支払うこととする。なお、OB会行事の場合は会計が報告書をまとめる。

## 第7章 [その他]

第17条 本内規は世話役会の議決により改訂できるが、総会にて報告をした上、承認を得なくてはならない。

第18条 本内規付則は世話役会の議決により改訂できるが、総会にて改訂内容を報告するものとする。

平成24年11月3日 承認、世話役会による付則決定後施行

[付則]

第 19 条 OB 会行事開催時に徴収した参加費等に余剰が出た場合、原則として剰余金は会計に組み込むこととする。なお、直後に 2 次会が開催されるような場合、会長判断にて剰余金をその費用に充当することができる。

第 20 条 OB 会行事に現役生が参加する場合、1 人当たり1,000円の補助金を会計より補填することができる。なお、剰余金が発生した場合は会計に戻すこととする。

第 21 条 世話役会参加者に対して交通費等の補助金として1人1,000円を支払う。なお、会場等を賃借した場合、その費用は会計から別途支払うものとする。

第 22 条 OB 会員が本会目的のために現役生主催の行事に参加した場合、交通費の半額程度を目安として1人1回3,000円、年間合計10,000円をそれぞれ限度として補助金を支払うことができる。

第 23 条 寄付金等の会費以外の収入は発生時に厳密な指定がある場合を除き、一旦会計に組み込み改めて目的に見合った支出を行うものとする。

第 24 条 本内規及び本内規付則に定める経費ならびに補助金の支払い請求は、原則としてその発生時点より1ヶ月以内に会計に請求するものとする。第 20 条及び第 21 条に定める補助金は行事の開催記録または議事録をもって支払いの根拠とする。また、第 22 条に定める補助金については提出された報告書を確認の上、会長が決済を行う。

以上